

長期優良住宅の認定申請手数料について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料については、次のケースごとに手数料が異なります。

【ケース1】

建築主が本市への申請前に登録住宅性能評価機関の長期使用構造等である旨の確認書を受ける場合

【ケース2】

建築主が本市に直接申請する場合

また、ケース1の場合は、登録住宅性能評価機関の審査料等が発生します。

1 認定申請（新築の場合）

区分		認定申請手数料(棟単位・円)	
		【ケース1】 建築主が、本市への申請前に「登録住宅性能評価機関」の長期使用構造等である旨の確認書を受ける場合	【ケース2】 建築主が、本市に直接申請する場合
戸建住宅(兼用・併用住宅含む)		8,000円	45,000円
共同住宅※	2戸～ 5戸	15,000円	110,000円
	6戸～ 10戸	25,000円	170,000円
	11戸～ 25戸	42,000円	340,000円
	26戸～ 50戸	69,000円	600,000円
	51戸～ 100戸	120,000円	1,000,000円
	101戸～ 200戸	190,000円	1,900,000円
	201戸～ 300戸	240,000円	2,700,000円
	301戸～	260,000円	3,300,000円

※共同住宅の総住戸数（認定対象住戸数ではありません。）

2 変更認定申請（新築の場合）

区分		変更認定申請手数料(棟単位・円)	
		【ケース1】 建築主が、本市への申請前に「登録住宅性能評価機関」の長期使用構造等である旨の確認書を受ける場合	【ケース2】 建築主が、本市に直接申請する場合
戸建住宅(兼用・併用住宅含む)		4,000円	22,500円
共同住宅※	2戸～ 5戸	7,500円	55,000円
	6戸～ 10戸	12,500円	85,000円
	11戸～ 25戸	21,000円	170,000円
	26戸～ 50戸	34,500円	300,000円
	51戸～ 100戸	60,000円	500,000円
	101戸～ 200戸	95,000円	950,000円
	201戸～ 300戸	120,000円	1,350,000円
	301戸～	130,000円	1,650,000円

※共同住宅の総住戸数（認定対象住戸数ではありません。）

3 認定申請（増改築の場合）

区分		認定申請手数料(棟単位・円)	
		【ケース1】 建築主が、本市への申請前に「登録住宅性能評価機関」の長期使用構造等である旨の確認書を受ける場合	【ケース2】 建築主が、本市に直接申請する場合
戸建住宅(兼用・併用住宅含む)		12,000円	67,000円
共同住宅※	2戸～ 5戸	23,000円	160,000円
	6戸～ 10戸	37,000円	250,000円
	11戸～ 25戸	63,000円	500,000円
	26戸～ 50戸	100,000円	900,000円
	51戸～ 100戸	170,000円	1,500,000円
	101戸～ 200戸	280,000円	2,900,000円
	201戸～ 300戸	360,000円	4,100,000円
	301戸～	390,000円	5,000,000円

※共同住宅の総住戸数（認定対象住戸数ではありません。）

4 変更認定申請（増改築の場合）

区分		変更認定申請手数料(棟単位・円)	
		【ケース1】 建築主が、本市への申請前に「登録住宅性能評価機関」の長期使用構造確認書を受ける場合	【ケース2】 建築主が、本市に直接申請する場合
戸建住宅(兼用・併用住宅含む)		6,000円	33,500円
共同住宅※	2戸～ 5戸	11,500円	80,000円
	6戸～ 10戸	18,500円	125,000円
	11戸～ 25戸	31,500円	250,000円
	26戸～ 50戸	50,000円	450,000円
	51戸～ 100戸	85,000円	750,000円
	101戸～ 200戸	140,000円	1,450,000円
	201戸～ 300戸	180,000円	2,050,000円
	301戸～	195,000円	2,500,000円

※共同住宅の総住戸数（認定対象住戸数ではありません。）

5 譲受人を決定した場合における変更認定申請

変更認定申請手数料	2,100円
-----------	--------

※1件あたりの手数料となります。

共同住宅は認定住戸ごと（住棟認定の場合は棟ごと）に申請が必要となります。

6 地位の承継の承認申請

承認申請手数料	1,700円
---------	--------

※1件あたりの手数料となります。

共同住宅は認定住戸ごと（住棟認定の場合は棟ごと）に申請が必要となります。

7 認定通知書等の再交付申請

再交付手数料

300 円

※1 件あたりの手数料となります。

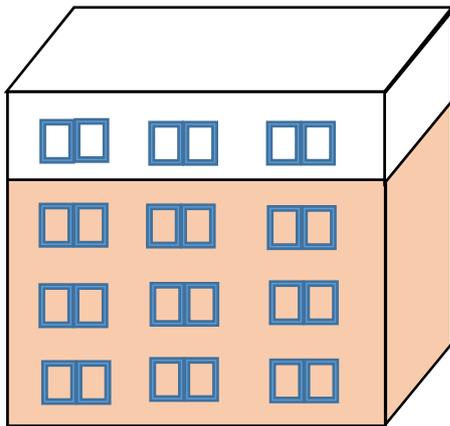
共同住宅は認定住戸ごと（住棟認定の場合は棟ごと）に申請が必要となります。

【備考】

（手数料算定の例）

認定申請（新築）共同住宅【ケース1】

共同住宅で総住戸数が12戸のうち、9戸のみ申請する場合



総12戸中9戸申請

総住戸数	認定申請手数料
12戸 (11戸～25戸)	⇒ 42,000 円

※認定手数料は総住戸数で算定されます。

上記の場合、申請する住戸は9戸でも、総住戸数が12戸のため手数料は42,000円になります。

- 建築基準関係規定への適合審査を併せて申請する場合は、認定手数料に確認申請等の手数料が加算されます。
手数料は物件ごとに異なりますので、該当する場合、事前に下記の連絡先までご相談ください。

☆ 長期優良住宅の認定制度に関するお問い合わせ先 ☆
横浜市 建築局 建築企画課 TEL 045 (671) 4526
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階